

の基礎となるもの。  
そのほか、最近数年の間に、我が国は、戦後復興の途程をたどり、国家の復興に  
対し、今日の中央財政の整理と、国家の復興に必要となる人員の増強  
等に、政府の施策を講じて、その成果を上げて、その間に、財政の整理と  
そのほか、近年の間に、我が国は、戦後復興の途程をたどり、国家の復興に  
対し、今日の中央財政の整理と、国家の復興に必要となる人員の増強  
等に、政府の施策を講じて、その成果を上げて、その間に、財政の整理と  
そのほか、近年の間に、我が国は、戦後復興の途程をたどり、国家の復興に  
対し、今日の中央財政の整理と、国家の復興に必要となる人員の増強  
等に、政府の施策を講じて、その成果を上げて、その間に、財政の整理と  
そのほか、近年の間に、我が国は、戦後復興の途程をたどり、国家の復興に  
対し、今日の中央財政の整理と、国家の復興に必要となる人員の増強  
等に、政府の施策を講じて、その成果を上げて、その間に、財政の整理と

健全な経済発展の発展と、そのほか、近年の間に、我が国は、戦後復興の途程をたどり、国家の復興に  
対し、今日の中央財政の整理と、国家の復興に必要となる人員の増強  
等に、政府の施策を講じて、その成果を上げて、その間に、財政の整理と  
そのほか、近年の間に、我が国は、戦後復興の途程をたどり、国家の復興に  
対し、今日の中央財政の整理と、国家の復興に必要となる人員の増強  
等に、政府の施策を講じて、その成果を上げて、その間に、財政の整理と  
そのほか、近年の間に、我が国は、戦後復興の途程をたどり、国家の復興に  
対し、今日の中央財政の整理と、国家の復興に必要となる人員の増強  
等に、政府の施策を講じて、その成果を上げて、その間に、財政の整理と

其後、我等は、  
 として、  
 行し、  
 たり、  
 願、  
 願、  
 志、

外務省

其後、我等は、

外務省

局  
事

一、六月二十二日、三國の代表は、ベルギーのブリュッセルに於て、第一次世界大戦の停戦協定を締結し、八月二十五日、正式に生效した。

二、この協定は、戦争行為の即時停止を規定し、人道に反する行為の禁止、捕虜の取り扱い、領土の占領、及び戦争の終結後の諸問題を規定した。

三、この協定は、国際法の発展に重要な役割を果たし、後の国際法制定の基礎となった。

四、この協定は、戦争の非人道性を明らかにし、国際社会の共通の規範を確立した。

五、この協定は、戦争の終結を促し、平和の回復に貢献した。

六、この協定は、国際法の発展に重要な役割を果たし、後の国際法制定の基礎となった。

七、この協定は、戦争の非人道性を明らかにし、国際社会の共通の規範を確立した。

八、この協定は、戦争の終結を促し、平和の回復に貢献した。

九、この協定は、国際法の発展に重要な役割を果たし、後の国際法制定の基礎となった。

十、この協定は、戦争の非人道性を明らかにし、国際社会の共通の規範を確立した。

外務省

一、六月二十二日、三國の代表は、ベルギーのブリュッセルに於て、第一次世界大戦の停戦協定を締結し、八月二十五日、正式に生效した。

二、この協定は、戦争行為の即時停止を規定し、人道に反する行為の禁止、捕虜の取り扱い、領土の占領、及び戦争の終結後の諸問題を規定した。

三、この協定は、国際法の発展に重要な役割を果たし、後の国際法制定の基礎となった。

四、この協定は、戦争の非人道性を明らかにし、国際社会の共通の規範を確立した。

五、この協定は、戦争の終結を促し、平和の回復に貢献した。

六、この協定は、国際法の発展に重要な役割を果たし、後の国際法制定の基礎となった。

七、この協定は、戦争の非人道性を明らかにし、国際社会の共通の規範を確立した。

八、この協定は、戦争の終結を促し、平和の回復に貢献した。

九、この協定は、国際法の発展に重要な役割を果たし、後の国際法制定の基礎となった。

十、この協定は、戦争の非人道性を明らかにし、国際社会の共通の規範を確立した。

外務省

賠償問題の経過

イタリヤ内閣は六月二十七日閣議で、金庫賠償問題を提議し、七月九日閣議で賠償委員を任命する案を承認した。イタリヤ外相スピアツァは、七月二日賠償委員会に於て「賠償は賠償の目的を達成するに非ざる限り」と述べ、賠償を延期した。イタリヤ議会は八月五日議決した。八月二日議決した。但し、議会の同意は「英、米、佛、ソ連の同意を得た後」内閣に義務する。賠償委員は「英、米、佛、ソ連の同意を得た後」内閣に義務する。賠償委員は「英、米、佛、ソ連の同意を得た後」内閣に義務する。賠償委員は「英、米、佛、ソ連の同意を得た後」内閣に義務する。

外務省

取し、賠償問題の解決に於て又は賠償委員との相互協定を望む。イタリヤは今やこれら協定の必要なる修正を行ふ事が必要である。

しかし現時はソ連がまだ批准してはなかつたが、八月二十九日ソ連が批准したので、イタリヤ大統領ユエラ、外相スピアツァは九月七日賠償委員に署名した。

ハンガリーは賠償問題中最も早く、七月二日に議院が賠償を承認した。ルーマニア議会は、八月二日全会一致で平和協定を批准した。批准は既して、タタレンコ外相は「ソ連・ルーマニア国境は第一次大戦時の場合に於て決定され、ソ連はこれ以上の領土要求を有してはなからず、平和協定がルーマニアのドイツからの賠償を認めてはなからず」と述べた。

ブルガリア議会は八月二十五日賠償を批准した。二日間の討議に於て各代表者は、平和協定に於ける不互とブルガリア

外務省

に照会を求めた。この結果、英領事館は、イタリヤ政府の英領を記念して、同日イ  
タリヤ政府は、次の如きメッセージを發表して、條約修正の可能性  
を示した。

「イタリヤ政府は、イタリヤ政府の英領を記念して、同日イ  
タリヤ政府は、次の如きメッセージを發表して、條約修正の可能性  
を示した。

外務省

「イタリヤ政府は、イタリヤ政府の英領を記念して、同日イ  
タリヤ政府は、次の如きメッセージを發表して、條約修正の可能性  
を示した。

外務省

本邦領事館に在る者

（一）本邦領事館に在る者

（二）本邦領事館に在る者

（三）本邦領事館に在る者

（四）本邦領事館に在る者

（五）本邦領事館に在る者

（六）本邦領事館に在る者

（七）本邦領事館に在る者

（八）本邦領事館に在る者

（九）本邦領事館に在る者

（十）本邦領事館に在る者

（十一）本邦領事館に在る者

（十二）本邦領事館に在る者

（十三）本邦領事館に在る者

（十四）本邦領事館に在る者

外務省

ここに記して本邦領事館に在る者

外務省

イタリアと国外との貿易状況

(4) 英米金融市場の動向

八月二十日現在、米ドルは対金相場を停止したため、米ドルの相場は概して対金相場に追随して、八月二十二日、イタリアと米ドルの相場は対金相場に追随することを英米政府は通告した。

内米貿易の経済交渉

イタリア政府は本年初頭米國を訪問し、十数日の丁度訪問した。一訪問期間の一途、七月四日米國にイタリアの駐米大使がアンソル終了後、米國政府と交渉が成立した。

七月十八日米國輸入銀行は外匯貿易増進法に基づいて、八月八日カナダはイタリアに対し五千萬ドルの借款を具した。

外務省

行からの借款申請を受諾する用意があると通告した。このクレジットは概してイタリアのため、イママイトを認めている一億ドルの中からもなされる。

七月二十二日現在、米余額物を十分の一の価格でイタリアに譲渡する協定が成立した。

八月八日カナダはイタリアに対し五千萬ドルの借款を具した。

外務省

米伊金融協定

イタリア代表マテオ、ロンバルドは、五月二十一日ロンドンで米政府と交渉中であつたが、八月十日日米の協定が二通の了解書及び通商公文の形で成立した。

（一）米債十億ドルの対伊貸付を放棄する。この十億ドル中には軍事機材計画によつて供給された五億二千三百万ドルと由償資に対する請求権五億五百万ドル及びその他の一億七千五百万ドルが含まれてゐる。

（二）米債管理委員会より米国内で封鎖されている約六千万ドルのイタリア財産及び資産は、その所有者が非ファシストであることが確認される限り解放される。但し、敵産又は日本人が何らかの利益を有する財産に関してはこの限りではない。

（三）二八條の商船がイタリア政府に返還される。その中一五隻は戦時中拿捕又は喪失したイタリア船に代替するリパタイー種

外務省

船で、八隻は拿捕されていたイタリア船を米政府が返還するもので、又五隻は他の米大艦隊より購買されたものである。（通商省のスポークスマンは「イタリア政府は在伊、米財産に關しては米國財産を所有者に良好な状態で返還しその損害に對し三分の二額をリパで補償することを締結した」と述べてゐる）。

（四）イタリア政府は、本年末までに米國の請求権の支拂促進のため五百万ドルを支持し（これが在伊米國財産の損失の補償に對する請求をカバーするものであるか否かは不詳であるが別のものと解される）

（五）米國はかつて米國內にあつた捕虜に對して発行された一千万ドルから一千五百万ドルに及ぶ假証券を償却する。

（六）イタリアは、イタリア及びイタリア國民に對する米國民の戦前の請求権を償済するため一切の努力を行うことに同意し、

外務省



その結果として、英米、日露、伊蘭に在るドイツ資産の処分に関する了解書が成立した。その内容は次の如くである。

(一) 四國政府はドイツ在外資産をドイツ人の所有又は支配に返還されることを妨げ、自由貿易を支持するといふ連合國の目的の遵守を確保する。當分の間ドイツの商標及び特許権に關しては特に措置はとられない。

(二) イタリアはドイツ資産清算の賣得金を特別會計に繰入れぬ。これは後にイタリア平和條約の條項に從ひ四國政府が決定する所に従つて分配されるため保持されねばならない。清算の準備のための手續は各政府一名の代表者からなる委員会に  
より決定される。委員会はローマに於けるはずである。

(三) イタリア政府はイタリアにあるドイツ資産を確保するため一切の適當な措置をとる。

外務省

同日英、米、日、露、伊蘭に在るドイツ資産の処分に関する了解書が成立した。その内容は次の如くである。

(一) 四國政府はドイツ在外資産をドイツ人の所有又は支配に返還されることを妨げ、自由貿易を支持するといふ連合國の目的の遵守を確保する。當分の間ドイツの商標及び特許権に關しては特に措置はとられない。

(二) イタリアはドイツ資産清算の賣得金を特別會計に繰入れぬ。これは後にイタリア平和條約の條項に從ひ四國政府が決定する所に従つて分配されるため保持されねばならない。清算の準備のための手續は各政府一名の代表者からなる委員会に  
より決定される。委員会はローマに於けるはずである。

(三) イタリア政府はイタリアにあるドイツ資産を確保するため一切の適當な措置をとる。

其の他の報道によれば、八月二十八日スタインマイアー米財務長

外務省



自由市場相場を交換しをければならぬことになつてゐる。  
 その他イタリヤが既に通商協定を結んだ國は次の十五國、  
 即ちスイーデン、デンマーク、オランダ、フランス、アイス  
 ランド、ウルグワイ、ポータンド、ギリシヤ、トルコ、英國、  
 スペイン、ドイツの米、英、佛各由領地、チエゴで、この  
 他南米諸國との協定も近く成立の見込と報ぜられてゐる。

外務省

自由市場相場を交換しをければならぬことになつてゐる。  
 その他イタリヤが既に通商協定を結んだ國は次の十五國、  
 即ちスイーデン、デンマーク、オランダ、フランス、アイス  
 ランド、ウルグワイ、ポータンド、ギリシヤ、トルコ、英國、  
 スペイン、ドイツの米、英、佛各由領地、チエゴで、この  
 他南米諸國との協定も近く成立の見込と報ぜられてゐる。

外務省